

2020年6月5日

株 主 各 位

大阪市中央区上町1丁目3番1号

山 喜 株 式 会 社

代表取締役社長 白崎雅郎

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくこととしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染防止拡大の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送をお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区上町1丁目3番1号
当社本社ビル 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.e-yamaki.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 従いまして、本招集ご通知に添付している連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.e-yamaki.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、「決議ご通知」の発送は行わず、本定時株主総会終了後、当社ホームページ (<https://www.e-yamaki.co.jp>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

株主総会開催日時点において、日本政府より新型コロナウイルス感染症への終息宣言が出されていない場合、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ・本総会受付にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご利用ください。
- ・予防措置として、運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・本総会会場内におきまして、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

当社では、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産と、株主総会終了後の懇親会のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、消費税増税の影響に伴う内需の減少が見られたうえに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による需要の減少や米中貿易摩擦の長期化による世界経済の減速等から、国内景気の先行きは厳しい状況となっております。

当社が属するアパレル業界におきましては、働き方改革に伴う社会構造の変化や衣料品に対する消費者の購買行動の多様化と低価格志向への対応が求められており、企業間競争は激しさを増しております。

このような経営環境ではあるものの、当社グループにおきましては、夏物商戦の前半は冷夏等の影響により苦戦したものの、ビジネススタイルのカジュアル化により、シャツがトップスになる機会が増え、ニット素材の超形態安定シャツやレディースシャツが好調に推移しました。一方下半期は、消費税増税による消費マインドの落ち込みや相次いで上陸した台風などの自然災害や暖冬の影響で秋冬物商戦が低調に推移するなど、衣料品販売にとっては非常に厳しい状況が続きましたが、コスト低減や経費削減の効果も表れ、春夏物商品の投入も3月の気温が暖かかったこともあり、比較的スムーズに推移しました。新型コロナウイルス感染拡大により、一部の店舗で催事の延期や中止等の影響を受けましたが、当連結会計年度に与える影響は軽微で済みました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における連結売上高は153億55百万円（前連結会計年度比0.3%減）、営業利益は94百万円（前連結会計年度は3億68百万円の損失）、経常利益は1億41百万円（前連結会計年度は2億53百万円の損失）となりました。当連結会計年度の業績及び今後の業績見通しが不透明なことを踏まえて繰延税金資産の回収可能性を検討し、法人税等調整額66百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は76百万円（前連結会計年度は当期純損失3億8百万円）となりました。

アイテム別の売上高とその構成比は次のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比	前期比
ド レ ス シ ャ ツ	9,859百万円	64.2%	△2.2%
オ ー ダ ー シ ャ ツ	2,585百万円	16.8%	4.1%
カ ジ ュ ア ル	2,282百万円	14.9%	△3.7%
レ ディ ー ス シ ャ ツ	527百万円	3.4%	38.1%
賃 貸 収 入	102百万円	0.7%	5.2%
合 計	15,355百万円	100.0%	△0.3%

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は89百万円であり、その主なものは、建物および建物附属設備の増改築、オーダーシャツ受注システム等のソフトウェアの導入、縫製工場の製造設備購入等であります。

資金調達について特筆すべき事項はありません。

(3) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい状況が続くものと予測されています。政府による緊急経済対策が計画されているものの、企業収益の低下による雇用環境の悪化、個人消費の低迷による業績の下振れは避けられない状況です。

このような状況下、当社グループは、国内販売におきましては、営業企画一体型の提案によるOEM・ODM受注拡大や、量販店のドレスコンセ店舗の拡大と百貨店のコーナー展開の売場確保により、当社が消費者に直接販売できる売場を増やすなど、売上拡大やシェア拡大を目指してまいります。

インターネット販売につきましては山喜公式サイトの構築を行い、インターネットで発注しやすいシンプルな画面の設計、ネット販売専用のオリジナルブランドの商品開発を強化し、売上・利益の拡大を図ってまいります。

製造につきましては、コスト削減と生産効率のアップで収益を確保するとともに、ニュービジネススタイルに対応したシャツ以外のアイテムの開発を強化し、政府の要請により受注した新型コロナウイルス感染防止の医療用ガウンやシャツ生地を使用したマスクなどの生産にもチャレンジしてまいります。

海外販売につきましては、中国やアセアン地域の受注強化を図り、低価格の生産背景を活かした大手アパレルや大手小売店との直接取引も含めた連携を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	2017年 3 月 期	2018年 3 月 期	2019年 3 月 期	2020年 3 月 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	17,645	16,796	15,409	15,355
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	200	134	△253	141
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	129	102	△308	76
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	8.99	7.10	△21.67	5.41
総 資 産 (百万円)	15,067	14,961	14,457	14,945
純 資 産 (百万円)	7,002	6,937	6,486	6,493

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
山喜ロジテック株式会社	百万円 60	% 100.0	物 流 業 務
高山CHROYAソーイング 株 式 会 社	百万円 70	100.0	布帛製品の製造販売
Factory Express J a p a n 株 式 会 社	百万円 30	51.0	布帛製品の企画製造販売
香 港 山 喜 有 限 公 司	千HKドル 200	100.0	中国子会社への投資
タイ ヤマキ カンパニー リミテッド	千タイバーツ 26,400	48.9 [51.1]	布帛製品の製造販売
上 海 山 喜 服 装 有 限 公 司	千USドル 1,750	100.0 (100.0)	布帛製品の製造販売
塩 城 山 喜 服 装 有 限 公 司	千元 4,000	100.0 (100.0)	布帛製品の製造販売
ラオ ヤマキ カンパニー リミテッド	千USドル 2,300	100.0	布帛製品の製造販売
上海久満多服装商貿有限公司	千USドル 140	100.0	布 帛 製 品 の 販 売
ジョイリンク ビーティーイー リミテッド	千USドル 100	50.0	布帛製品の企画販売

- (注) 1. タイ ヤマキ カンパニー リミテッドは、緊密な者又は同意している者の存在により子会社に該当しております。
2. 議決権の所有割合の〔内書〕は、間接所有割合であります。
3. 議決権の所有割合の〔外書〕は、緊密な者又は同意している者の所有割合であります。
4. 塩城山喜服装有限公司は、2019年4月1日に設立しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	主 要 な 事 業 内 容
国内販売	日本国内における紳士・婦人シャツ等の企画・仕入・販売・物流業務・不動産施設の賃貸
製 造	紳士・婦人シャツ等の製造
海外販売	海外における紳士・婦人シャツ等の販売

(8) 主要な事業所および工場 (2020年3月31日現在)

- ① 営業所 大阪、東京、タイ、上海、シンガポール
- ② 工 場 郡山工場（福島）、長崎工場（長崎）
高山CHOYAソーイング株式会社（鹿児島、長野）
タイ ヤマキ カンパニー リミテッド[®]、ラオ ヤマキ カンパニー リミテッド[®]（ラオス）
上海山喜服装有限公司、塩城山喜服装有限公司

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 企業集団の使用人の状況 1,172(900)名(前期比89名減(14名増))
(注)使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
187(555)名	11名減(8名増)	44.1歳	16年

(注)使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	百万円 1,407
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	513
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	418
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	377
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	310
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	294
株 式 会 社 り そ な 銀 行	294
株 式 会 社 み な と 銀 行	205

2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 25,900,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 14,950,074株
(うち、自己株式781,883株)
(3) 単元株式数 100株
(4) 株主数 25,886名
(5) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮 本 恵 史	1,504,214 株	10.62 %
日清紡ホールディングス株式会社	703,490	4.97
山 喜 共 伸 会	575,557	4.06
丸 紅 株 式 会 社	385,660	2.72
株 式 会 社 オ フ ィ ス サ ポ ー ト	203,900	1.44
シ キ ボ ウ 株 式 会 社	201,600	1.42
山 喜 従 業 員 持 株 会	184,868	1.30
カンダコーポレーション株式会社	149,800	1.06
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	109,065	0.77
三井住友信託銀行株式会社	100,000	0.71
住友生命保険相互会社	100,000	0.71

- (注) 1. 当社は、自己株式を781,883株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2013年6月27日	2014年6月27日	2015年6月25日
新株予約権の数(個)	90個	84個	87個
保有人数	取締役(監査等委員でない) 2名	取締役(監査等委員でない) 2名	取締役(監査等委員でない) 2名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式9,000株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式8,400株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式8,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 15,400円	新株予約権1個当たり 21,500円	新株予約権1個当たり 21,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	自 2013年7月17日 至 2038年7月16日	自 2014年7月15日 至 2039年7月14日	自 2015年8月1日 至 2040年7月31日
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 ②上記①は新株予約権を相続により承継した者については適用しない。	同左	同左

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2016年6月28日	2017年6月28日	2018年6月27日
新株予約権の数(個)	124個	102個	107個
保有人数	取締役(監査等委員でない) 3名	取締役(監査等委員でない) 3名	取締役(監査等委員でない) 3名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式12,400株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式10,200株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式10,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 17,400円	新株予約権1個当たり 23,400円	新株予約権1個当たり 22,400円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	自 2016年7月21日 至 2041年7月20日	自 2017年8月1日 至 2042年7月31日	自 2018年7月24日 至 2043年7月23日
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 ②上記①は新株予約権を相続により承継した者については適用しない。	同左	同左

	第8回新株予約権
決議年月日	2019年6月26日
新株予約権の数(個)	143個
保有人数	取締役(監査等委員でない) 3名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式14,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 17,900円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	自 2019年7月23日 至 2044年7月22日
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。 ②上記①は新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	溝 端 浩 人	当期開催の取締役会、監査等委員会のすべてに出席し、主に、公認会計士としての専門的見地から決算の在り方および財務報告に関する内部統制の在り方全般について発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	今 枝 史 絵	当期開催の取締役会、監査等委員会のすべてに出席し、主に、弁護士としての専門的見地から各議案の法令遵守の観点から意見を述べるとともに、当社のコンプライアンスの在り方全般について発言を行っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	26百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、同業種で規模の類似する他社の支払う報酬額と比較し妥当であると判断をいたしました。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議し、適宜これを改定しておりますが、監査等委員会設置会社への移行ならびに2015年5月1日付で施行された改正会社法を踏まえ、取締役会の監督機能の強化および子会社管理を含めた企業集団の業務の適正の確保の観点から、2015年6月25日開催の取締役会において、体制の見直しについて決議をしております。その概要は下記のとおりであります。

① 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループのコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置する。社内電子掲示板により定款等社内規程類を社員はだれでも容易に閲覧できる体制を構築しており、職務権限、決裁規程等の周知を図っている。また、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

当社は、コンプライアンスに関する相談・通報制度を設け、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、人事総務部長、監査等委員会または社外弁護士等に通報（匿名も可）しなければならないことを定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの環境・安全リスクを専管する組織として、経営企画部長をリスク管理担当とする「リスク管理委員会」を設置する。また、有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し危機管理にあたることとする。なお、平時においては個別発生案件ごとに社長を長とする「対策委員会」を組織し、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組むとともに、有事においては「有事対応マニュアル」に従い、会社全体で対応することとする。

また、不良品やクレームの原因と対策を協議する「品質管理委員会」を定期的で開催し、迅速な生産へのフィードバックを実施している。

③ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。これとは別に月1回子会社担当役員を含む部門別の担当役員ヒアリングを行い、経営課題等についてより深い議論、検討を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。

営業状況について、毎週木曜日に開催する部長会議で報告され、計画数値からの乖離等を継続的に管理する。

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社および当社子会社は、法令・社内規程に基づき、取締役会他重要な会議の議事録や、取締役の職務の執行を記録する文書の保存・管理を行う。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応している。

⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および連結業績に大きな影響を与える子会社の資金調達・管理、および経理業務を本社が一括して受託し、子会社経営の管理を行っている。

当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に親会社への承認・報告が必要な事項を定め、経営の管理指導を行う。また、その業務執行状況について、定期的に経営会議または取締役会において担当役員が報告を行う。

また、法令遵守体制やリスク管理体制については、当社とともに横断的に運用し、業務の適正を確保している。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人と、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、業務監査室所属の職員に監査等委員会監査に関して必要な事項を指示することができ、業務監査室は、監査等委員会、会計監査人の監査にかかるサポートを行う。

なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応する。

当該職員の人事異動・人事考課については、監査等委員会の意見を聞く。

監査等委員会より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および所属長の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員がその業務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

また、監査等委員会が職務執行に必要なであると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者およびこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制およびその他監査等委員会への報告に関する体制

取締役は、取締役会において、随時その担当する職務の執行の報告を行うものとする。当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員等は、監査等委員会が、事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員等は、法令等の違反行為等、当社および当社子会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。

業務監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社および当社子会社における内部監査の結果その他監査等委員会に対して報告を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内電子掲示板の定款等社内規程類について、規程の改訂等に伴い、随時更新を行いました。

新入社員および他の社員に対して、コンプライアンスの研修を実施しました。

- ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する体制

品質会議を、当事業年度において9回開催し、各工場の品質状況や技術情報を共有し、品質改善、品質不良の防止を図りました。さらに、工場長会議を2回行い、情報の共有を行いました。

- ③ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度は定例の取締役会を16回開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

経営会議は定例を含め14回開催され、取締役会で決定された経営方針に基づき、経営に関する重要事項の具体的な執行方針を決定しました。その決定事項および業務の執行状況は、毎月開催される取締役会で報告されております。

また、子会社担当役員を含む部門別の担当役員・部長ヒアリングを月次開催し、経営成績のレビューと経営課題について議論、検討を行いました。

- ④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報について、法令・社内規程に基づき、適切に記録・保存を行いました。

- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の取締役等の職務の執行状況について、経営会議および取締役会において担当役員が報告を行いました。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人と、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会の業務を補助する使用人として、業務監査室に配置している職員は、監査等委員会に出席し、監査等委員からの指示に基づき、内部監査報告や議事録の作成を行いました。

- ⑦ 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保に関する事項

当事業年度は監査等委員会を7回開催し、社外取締役を含む監査等委員は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行いました。また、監査等委員は取締役会に出席するとともに、経営会議やグループ会社の重要な会議に常勤監査等委員が出席し、代表取締役、会計監査人ならびに業務監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけており経営基盤の安定に配慮しつつ、将来の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定的な配当を行う方針であります。

配当の決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会決議によって行うことができる旨定款に定めております。

当事業年度の剰余金配当に関しては、業績の向上に努めてまいりましたが、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,737,662	流動負債	5,957,049
現金及び預金	1,940,381	支払手形及び買掛金	1,454,336
受取手形及び売掛金	2,771,511	短期借入金	2,609,910
製 品	4,895,121	1年内返済予定の長期借入金	725,098
仕 掛 品	98,874	未払法人税等	53,742
原 材 料	355,512	賞与引当金	13,700
そ の 他	676,871	返品調整引当金	247,000
貸倒引当金	△610	そ の 他	853,262
固定資産	4,208,192	固定負債	2,495,119
有形固定資産	3,408,720	長期借入金	2,064,181
建物及び構築物	1,083,712	再評価に係る繰延税金負債	156,809
機械装置及び運搬具	129,612	退職給付に係る負債	163,401
土 地	2,062,751	そ の 他	110,726
そ の 他	132,644	負債合計	8,452,168
無形固定資産	529,345	(純資産の部)	
借 地 権	353,295	株 主 資 本	6,182,183
リ ー ス 資 産	77,545	資 本 金	3,355,227
そ の 他	98,504	資 本 剰 余 金	2,887,563
投資その他の資産	270,127	利 益 剰 余 金	97,478
投資有価証券	73,264	自 己 株 式	△158,086
繰延税金資産	135,792	その他の包括利益累計額	283,376
そ の 他	62,931	その他有価証券評価差額金	6,163
貸倒引当金	△1,861	繰延ヘッジ損益	10,912
資産合計	14,945,855	土地再評価差額金	185,741
		為替換算調整勘定	90,006
		退職給付に係る調整累計額	△9,446
		新株予約権	14,530
		非支配株主持分	13,595
		純資産合計	6,493,686
		負債・純資産合計	14,945,855

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,355,992
売 上 原 価		11,300,835
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		1,000
売 上 総 利 益		4,054,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,959,206
営 業 利 益		94,950
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,218	
仕 入 割 引	8,606	
助 成 金 収 入	4,061	
為 替 差 益	56,846	
前 受 金 取 崩 益	36,013	
そ の 他	12,327	124,073
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,350	
支 払 手 数 料	9,785	
そ の 他	16,572	77,708
経 常 利 益		141,315
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	43,567	43,567
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	3,005	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,985	5,991
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		178,892
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27,481	
法 人 税 等 調 整 額	66,598	94,080
当 期 純 利 益		84,812
非支配株主に帰属する当期純利益		8,142
親会社株主に帰属する当期純利益		76,669

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日期首残高	3,355,227	2,887,540	49,087	△163,970	6,127,886
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△28,278		△28,278
親会社株主に帰属する 当期純利益			76,669		76,669
自己株式の処分		23		5,883	5,906
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	23	48,391	5,883	54,297
2020年3月31日期末残高	3,355,227	2,887,563	97,478	△158,086	6,182,183

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定
2019年4月1日期首残高	24,900	9,953	185,741	92,469
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属する 当期純利益				
自己株式の処分				
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	△18,737	959		△2,463
連結会計年度中の変動額合計	△18,737	959	-	△2,463
2020年3月31日期末残高	6,163	10,912	185,741	90,006

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計			
2019年4月1日期首残高	22,783	335,847	17,848	4,746	6,486,329
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△28,278
親会社株主に帰属する 当期純利益					76,669
自己株式の処分					5,906
株主資本以外の 項目の連結会計年度 中の変動額(純額)	△32,230	△52,471	△3,317	8,849	△46,940
連結会計年度中の変動額合計	△32,230	△52,471	△3,317	8,849	7,357
2020年3月31日期末残高	△9,446	283,376	14,530	13,595	6,493,686

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,363,486	流動負債	5,008,376
現金及び預	924,625	支払手形	405,138
受取手形	46,386	買掛金	991,539
売掛金	2,594,473	短期借入金	1,927,660
製品	4,810,448	1年内返済予定の長期借入金	725,098
仕掛品	15,386	リース債務	17,412
原材料	77,996	未払金	315,324
前払費用	117,912	未払費用	78,192
関係会社短期貸付金	131,800	未払法人税等	49,175
未収入金	532,339	預り金	29,960
その他	162,932	賞与引当金	7,200
貸倒引当金	△50,817	返品調整引当金	247,000
		その他	214,674
固定資産	4,703,366	固定負債	2,308,763
有形固定資産	2,668,581	長期借入金	2,064,181
建物	819,649	リース債務	37,121
構築物	7,237	再評価に係る繰延税金負債	156,809
機械装置	31,752	退職給付引当金	30,853
車両運搬具	1,242	その他	19,796
工具、器具及び備品	23,805		
土地	1,774,190	負債合計	7,317,139
リース資産	10,702	(純資産の部)	
無形固定資産	486,150	株主資本	6,532,365
借地権	347,652	資本金	3,355,227
ソフトウェア	28,296	資本剰余金	2,887,563
リース資産	50,899	資本準備金	2,360,700
その他	59,303	その他資本剰余金	526,863
投資その他の資産	1,548,634	利益剰余金	447,660
投資有価証券	73,264	その他利益剰余金	447,660
関係会社株式	21,783	繰越利益剰余金	447,660
関係会社出資金	17,308	自己株式	△158,086
関係会社長期貸付金	1,285,827	評価・換算差額等	202,816
繰延税金資産	135,710	その他有価証券評価差額金	6,163
その他	122,398	繰延ヘッジ損益	10,912
貸倒引当金	△107,659	土地再評価差額金	185,741
		新株予約権	14,530
資産合計	14,066,853	純資産合計	6,749,713
		負債・純資産合計	14,066,853

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,926,441
売 上 原 価		10,197,328
返 品 調 整 引 当 金 繰 入		1,000
売 上 総 利 益		3,728,113
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,669,120
営 業 利 益		58,992
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,024	
受 取 配 当 金	3,075	
仕 入 割 引	8,146	
為 替 差 益	48,413	
前 受 金 取 崩 益	36,013	
そ の 他	4,812	111,484
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,378	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	26,882	
支 払 手 数 料	7,489	
そ の 他	16,538	77,289
経 常 利 益		93,188
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,985	3,004
税 引 前 当 期 純 利 益		90,184
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,659	
法 人 税 等 調 整 額	66,680	82,339
当 期 純 利 益		7,844

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
2019年4月1日 首残高	3,355,227	2,360,700	526,840	468,094	△163,970	6,546,893	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△28,278		△28,278	
当期純利益				7,844		7,844	
自己株式の処分			23		5,883	5,906	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	23	△20,433	5,883	△14,527	
2020年3月31日 期末残高	3,355,227	2,360,700	526,863	447,660	△158,086	6,532,365	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ利益	土再差	地価金		
2019年4月1日 首残高	24,900	9,953	185,741	220,594	17,848	6,785,336	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△28,278	
当期純利益						7,844	
自己株式の処分						5,906	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△18,737	959		△17,777	△3,317	△21,095	
事業年度中の変動額合計	△18,737	959	—	△17,777	△3,317	△35,623	
2020年3月31日 期末残高	6,163	10,912	185,741	202,816	14,530	6,749,713	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

山喜株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 敬久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 康生 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山喜株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山喜株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

山喜株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 敬久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 康生 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山喜株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項と開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備および運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

山 喜 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会
監査等委員（常勤） 赤松 徹 ㊟
監査等委員 溝端浩人 ㊟
監査等委員 今枝史絵 ㊟

(注) 監査等委員溝端浩人及び今枝史絵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く、以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。
 なお、本議案につきましては、監査等委員会で特段の意見がない旨の確認を行い、取締役会において候補者を決定しました。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	みや もと けい じ 宮 本 恵 史 (1947年 9 月22日生)	1988年 6 月 当社入社 1989年11月 取締役副社長 1992年11月 代表取締役社長 2017年 4 月 代表取締役会長（現任）	1,504,214株
<p><選任の理由> 長年にわたり当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を担ってきた実績と経営全般における豊富な経験と高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	しら さき まさ お 白 崎 雅 郎 (1958年 3 月11日生)	1980年 3 月 当社入社 2009年 4 月 物流部門長兼山喜ロジ テック株式会社代表取締 役社長 2012年 4 月 社長補佐 2012年 6 月 取締役 2013年 4 月 商品部門担当 2014年 4 月 国内営業・商品担当 2014年 6 月 常務取締役 2016年 1 月 国内営業・商品・生産、 海外販売・生産担当 2017年 4 月 代表取締役社長（現任） 営業部門長 2017年10月 ジョイリンク ピーティ ーイー リミテッド代表 兼務（現任） 2019年 4 月 管理部門長（現任）	56,900株
<p><選任の理由> 2017年4月から当社代表取締役社長として、当社グループの経営全般、各事業の管理・監督機能を担ってきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	あしな たつ お 芦名達郎 (1958年9月30日生)	1981年3月 当社入社 2001年10月 ドレスシャツ企画業務部 企画部長 2009年4月 商品部門長補佐兼ドレス 企画部長兼カジュアル 企画部長 2010年4月 マーケティング部長兼務 2010年6月 商品部門長兼ドレス企画 部長兼カジュアル企画部 長兼マーケティング部長 2012年6月 上海久満多服装商貿有限 公司董事長兼務 2014年4月 ドレス事業統括部長 2015年4月 ドレス商品事業部長、 OEM営業部長兼務 2016年4月 営商第一事業統括部長 兼ドレス商品事業部長 2016年6月 取締役 2017年4月 商品部門長兼商品事業部 長兼生産部門長 2018年3月 Factory Express Japan 株式会社代表取締役社長 兼務（現任） 2018年4月 商品部門長兼生産部門長 兼流通開発事業部長 2019年4月 常務取締役営業部門長 兼生産部門長 兼流通開発事業部長 2020年4月 常務取締役営業部門長 兼流通開発事業部長 兼スタイルワークス販売部 長（現任）	1,700株
<p><選任の理由> 主に商品企画部門を経て、2016年から取締役を務めており、営業部門、商品部門を統括してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在のものです。

以上

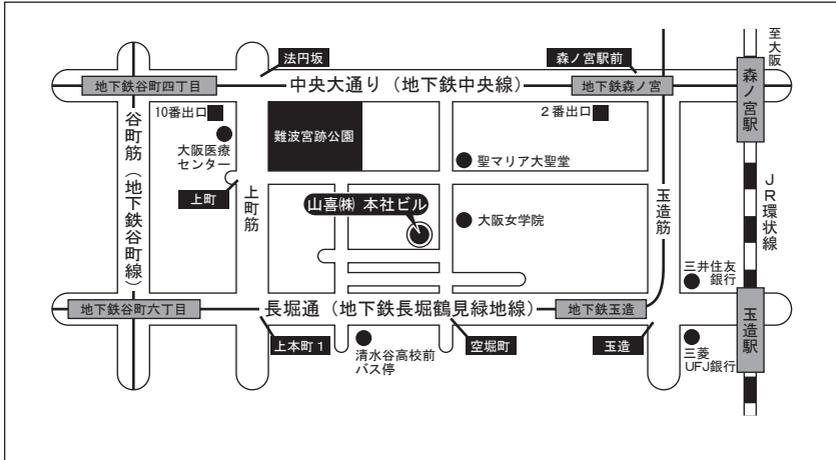
株主総会会場ご案内図

山喜株式会社 本社ビル

〒540-0005

大阪市中央区上町1丁目3番1号

TEL 06-6764-2211 (代表)



- ◎地 下 鉄：長堀鶴見緑地線 玉造駅1番出口より西へ400m
空堀町交差点から北へ100m
- ◎JR環状線：玉造駅西へ600m
空堀町交差点から北へ100m
- ◎市 バ ス：清水谷高校前から北へ100m

<お願い>

1. 当社では、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産と、株主総会終了後の懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
2. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。